詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成二十四年十二月十六日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十四年十二月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦